



埼玉県旅行業担当課長 殿

観 観 産 第 265号
平成30年6月28日

観光庁観光産業課長



富士登山を対象とした企画旅行の実施について(注意喚起)

富士登山については、十分な休息を取らずに無理な行程で行ういわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」が安全面等から問題が多いとの指摘があるところ、本年においても本格的な登山シーズンを迎え、旅行業者において富士登山を対象とした企画旅行の実施が見込まれている。

当該企画旅行の実施に当たっては、旅行者の休憩時間に十分配慮した行程とするなど安全確保に万全を期することが求められることから、今般、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会に対し、別添のとおり周知徹底方依頼したが、貴県におかれても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種及び第3種旅行業者に対し、いわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」を実施することのないよう周知方よろしく願いたい。

観 観 産 第 265 号
平成 30 年 6 月 28 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



富士登山を対象とした企画旅行の実施について(注意喚起)

富士登山については、十分な休息を取らずに無理な行程で行ういわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」が安全面等から問題が多いとの指摘があることから、平成 25 年以降、標記に関する通達を発出してきたところである。

本年においても本格的な登山シーズンを迎え、旅行者において富士登山を対象とした企画旅行の実施が見込まれるところである。当該企画旅行の実施に当たっては、旅行者の休憩時間に十分配慮した行程とするなど安全確保に万全を期し、いわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」を実施することのないようにすることを傘下会員に対し、改めて周知徹底されたい。

また、富士山の環境保全や登山者の安全対策等を図るために導入された「富士山保全協力金」制度について、登山者に対し御理解と御協力をいただくよう、傘下会員を通して周知されたい。

別添：富士山保全協力金リーフレット

観 産 第 265号
平成30年6月28日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



富士登山を対象とした企画旅行の実施について(注意喚起)

富士登山については、十分な休息を取らずに無理な行程で行ういわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」が安全面等から問題が多いとの指摘があることから、平成25年以降、標記に関する通達を発出してきたところである。

本年においても本格的な登山シーズンを迎え、旅行者において富士登山を対象とした企画旅行の実施が見込まれるところである。当該企画旅行の実施に当たっては、旅行者の休憩時間に十分配慮した行程とするなど安全確保に万全を期し、いわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」を実施することのないようにすることを傘下会員に対し、改めて周知徹底されたい。

また、富士山の環境保全や登山者の安全対策等を図るために導入された「富士山保全協力金」制度について、登山者に対し御理解と御協力をいただくよう、傘下会員を通して周知されたい。

別添：富士山保全協力金リーフレット